

11 説明責任

(1) 条文案

- 1 市は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 2 市は、市民に情報を積極的に公開し、公正で透明性の高い市政運営を行うものとする。
- 3 市は、政策の立案・実施にあたり、年度予算策定時を目処にその課題とビジョンを明らかにし、市民に周知・理解させるため「市民委員会」を開催できるものとする。
- 4 前項の「市民委員会」の実施要項は、別に定めるものとする。
- 5 議会は、開かれた議会運営のため、市民にわかりやすく説明し、対話できる場や機会を設けるように努めるものとする。

(2) 説明

- 1 . 説明責任の大原則を言ったもの
- 2 . 市政運営：本会で自治条例前文検討の際、市政は経営という考え方がでた。
情報公開：北本市情報公開条例・同施行規則があるが、それで充分か？要検討。
- 3 . 市民委員会：全国に例あり。川崎市では、「市の財政が厳しい現実であることが良くわかりました」と市民の理解。
鎌倉市では、世界遺産登録について市民と行政との対話 etc...
- 4 . 市民委員会の実施要綱：別途、良く検討して実効性のあるものとするべき。
- 5 . 議会：市議会の NET 配信（録画）は、実施されているが、議場自体が市民の日常生活に密着した運営がされているか？
また、休日議会、夕刻議会等々工夫が望まれる。

12 意見・要望・苦情への対応

(1) 条文案

- 1 市は、市民による市政への要望等があったときは、その内容を速やかに精査し、適切な対応に努めなければならない。
- 2 市は、市民の権利の保護を図り、市民が受ける不利益救済および前項の市民の多様な意見・情報・知識を幅広く収集する必要がある場合等には、市民からの意見提出の方法について別途定めることが出来る。
- 3 市は、市民ひとりひとりが、北本市民であることの自覚と誇りを醸成する環境づくりに努め、積極的な提言・意見を市政に反映するよう努めるものとする。

(2) 説明

- 1 . 意見・要望・苦情等への対応としての原則であり、主に苦情等への対応において、最低限市民に担保すべき基本を言ったもの。他の市においてもよく見られる条項。
- 2 . 市民の意見提出手続き：あらゆる意見・情報・知識を幅広く収集することにより市民参画手段の一つとして、また衆知を結集し市民の多様な意見を考慮した意思決定を行う手続きが必要と考える。
また、市民の意見は、大切な情報として大いに情報共有すべきもの。
- 3 . 北本市民であることの自覚と誇り：北本市民としての「アイデンティティ」は、現代社会で失われつつある（北本に限らないが）ことが、憂慮されているところ。
今後、団塊の世代が地元に戻ることとも考えると、その経験・知恵や能力を充分発揮してもらうかどうかによって、北本の元気度が左右される。
単なる苦情処理ではなく、市政当局者と市民の将来に向けての取り組み姿勢を確認するもの。

13 行政評価

(1) 条文案

- 1 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、市民が参画する外部評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合振興計画の振興管理に反映させるよう努めなければならない。
- 2 市は、評価の結果を市民にわかりやすく公表するとともに、市民が意見をのべる機会を設けなければならない
- 3 前項に規定する行政評価に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 説明

- 1 . 行政評価を外部評価によって実施することにより、客観性をもたせ、結果については変化する社会情勢に対応しているか等々謙虚に反省し（最小経費・最大効果）以降の改善に生かされなければならない。
また、長期的視野に立って総合振興計画に沿った行程管理に反映させること。
- 2 . 市民が意見をのべる機会：評価制度については、「広報きたもと」・ホームページによるお知らせの他、市役所・主要な市施設で縦覧するのは勿論であるが、最も有効と考えられる方法で市民の意見を聞く機会を設ける必要がある。（北本市主催）
尚、評価の目的は、市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
また、市民本位の効率的で質の高い行政の実現および市民的視点に立った成果重視の行政実現の三本の柱に集約される。
- 3 . 行政評価に関して必要な事項：行政評価について市民が意見をのべる機会を設けることを含め、PLAN(計画)、DO(実践)、CHECK(評価)、ACTION(改善)のサイクルを、有効に機能させるため「行政評価手続き」を定める必要あり。

14 参加・協働の推進

(1) 条文案

- 1 市は、市政に関わる企画立案、実施、評価及び条例の制定・改廃などの各過程で市民の参加を推進しなければならない。
- 2 市は、まちづくりに関して、「市民と行政との協働による豊かなまち きたもと」を推進するうえで、異なる主体が対等な立場で共通の目的意識を持って取り組むことができるよう情報の提供に努め、相互理解とよりよい信頼関係を築くことができるよう市民参加への環境整備や庁内体制の整備に努めなければならない。
- 3 市民参加の具体的な進め方については、別に条例で定めるものとする。

(2) 項目の検討・視点

- ・ 市民の参加に関して、条例の制定・改廃については、市議会との関わりについて検討。
- ・ 北本市の協働推進計画では、基本理念を「市民と行政とのパートナーシップによる豊かなまち きたもと」とし、市民と行政が協働してよりよいまちづくりを行うため行政側の取り組み目標として (1)情報の共有 (2)参加・参画の仕組みづくり (3)まちづくりの担い手の育成 (4)市民活動の環境整備 (5)庁内体制の整備を掲げている。その施策の方向性について具体的な内容での検討や実施状況に注視しつつ、市民参加がより得られるような情報提供の仕方について検討。

15 参加の権利・責務

(1) 条文案

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、市政に関わる企画立案、条例等の制定・改廃、実施、評価など、あらゆる過程に参加する権利を有する。
- 2 市民は、豊かな地域社会の形成を目的に、自らの判断と責任の下で、市政への参画に努めるものとする。
- 3 市民の市政への参加は、市民からの新たな行政課題の提案並びに市民が知りえた情報に基づく市への通報等を含むものとし、市は上記の提案若しくは通報については誠意をもって対応し、その結果を市民に開示するものとする。
- 4 市は、市民のまちづくり活動への参加を積極的に受け入れるとともに、市民の自主性及び自立性を尊重し、参加又は不参加を理由に差別的な扱いをしてはならない。

(2) 項目の検討・視点

- ・ 権利と責務について、例えば、市民は良好な環境で生活する権利を有すると同時に、その良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責任がある。そのために、何をすべきかを判断するのは個々の力に委ねられるが、公平な立場での情報の提供や、市としての環境教育のありかたも、その責任を果たすうえで大きな役割を担っている。まちづくりの主体は市民であるという考えを、広く正しく理解してもらえよう環境づくりを重視して取り組んで欲しい。
- ・ 北本市は、近隣地域や、今後北本に編入可能性を有する人々や、事業者に対し、北本の誇りうる環境や魅力的な市民と行政とのパートナーシップに関する情報を積極的に開示し、より広い関係性や相互研鑽の土壌を確保しながら、個性的な文化を形成し、中堅都市ならではの‘住みよいふるさと’づくりを推進する、という視点も重視して取り組んで欲しい。
- ・ 市民の市政への参画とは、市が参加を求める課題に市民が応ずるものと、市民が市に新たな課題を提案するもの及び市が進める行政課題に対し不都合と思われる事態が起きていることを市に通報する行為など、双方向的な行為が含まれると考える。

北本市は圏央道や・上尾バイパスの開通等により予期せぬ環境汚染や環境破壊、乱開発行為等が発生する可能性がある。これを予防するためには、住民から市への通報等が必要である。

又通告があった場合の市の対応についても一応の準備をした。

なお、市長は、当懇話会との意見交換の会席上、委員の質問に答え、北本市の保有する近未来的な不安要因として、財政事情と圏央道のもたらす環境変動と慢性的緑の減少の3点を挙げた。此の認識は多くの委員と共通であると考えます。

此の条令の中での取り扱いについては懇話会全体で討議すべきことであると考えます。

ので、私案として提案する。

(当面の協働の重点事項)

- 1 市と市民は、市の財政についての共通認識を保有するために、財政状況の解析による共通理解の形成及び財政改善に向けて協働しなければならない。
- 2 市と市民は、圏央道や上尾バイパスの開通に伴う環境変動を注視し、市の自然環境と市民の生活環境に負の影響を及ぼす恐れのあると思える現象については、互いに通告し、評価と問題の解決に向けて協働しなければならない。
- 3 市と市民は、緑に囲まれた文化都市建設の推進のため、緑の保全と創造について協働しなければならない。

チーム内討議のとき、行政の責務についてもっと書くべきとの提案があった。

参加共同の推進に関する市の責務とは、「計画・実施・評価の過程での市民の参加に対する保障」「市民と市の対等性の尊重」「市民と行政の協働への環境づくり」「協働に必要な情報提供」「協働事業についての結果の公開」などであろう。それらは全て書き込んであると考える。

市民の責務については市民グループとのすり合わせが必要。

22 市の執行機関の基本的な役割・責務

(1) 条文案

- 1 市は、市政の執行にあたっては、常に公平、公正かつ誠実に行い、誰もが住みやすいと思えるまちづくりを目指します。
- 2 市は、市民ニーズを積極的に把握し、行政サービスへの満足度を高めるとともに、常に最小の経費で十分なサービスが提供できる市政運営に努めなければなりません。
- 3 市は、まちづくりに関する基本方針、総合的な計画、その他重要な政策の決定に際して、立案から実施、評価について、多様な市民の参画を推進しなければなりません。

(2) 項目の検討・視点

- ・市民ニーズへの対応、行政サービスへの市民の満足度を高めること。
- ・市政執行 公平・公正・誠実
- ・市民との協働。委員の公募による市民参加。
- ・行政委員会、各種審議会の会議の原則公開。審議内容の公表。
- ・社会情勢、行政需要に的確に対応すること。
- ・この条例、その他基本条例、総合計画等の遵守すること。

23 市長の責務

(1) 条文案

- 1 市長は、常に市民が主権者であることを認識し、公平、公正かつ誠実に職務にあたり、全力を挙げて自治を育む責務があります。
- 2 市長は、市政の代表者として市民の信託に応えるとともに、市の理想の将来像を実現するため、長期的な視点でまちづくりに取り組まなければなりません。
- 3 市長は、この条例の理念に基づき、市民との協働により自主・自立のまちづくりの推進に努めなければなりません。
- 4 市長は、職員を適切に指揮監督し、常に職員の能力や知識の向上に取り組むよう努めなければなりません。

(2) 項目の検討・視点

- ・この条例の遵守。
- ・自治の実現に向けた政策・施策の実施。自主、自立のまちづくり。
- ・市民の参画の保障。協働のまちづくりへの仕組みを確立すること。
- ・市の代表者として、主権が市民にあることを認識すること。
- ・市民ニーズに応えるための直近の課題への対応はもとより、市の将来を考えた政策に取り組むこと。(長期的な視点で)
- ・選挙公約の具体的な内容、達成時期等の提示・説明及び実現に努めること。
- ・街の独自性、北本らしさを発揮するよう努めること。

24 職員の責務・育成

(1) 条文案

- 1 職員は、市民の負託によることを自覚し、常に研鑽に努めるとともに、自ら積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければなりません。
- 2 職員は、職務の執行に際しては、職員の相互の連携を深め、協力し、柔軟に対応するとともに、公正かつ能率的に行わなければなりません。

(2) 項目の検討・視点

- ・必要な知識の習得・向上に努める。最新の情報の収集をすること。研修への積極的な参加。
- ・公平性、平等性、迅速性。的確な判断。常に市民の立場にたった行動をすること。
- ・課の職員のみならず、市の職員である意識を持つこと。職員相互の連携、協力。
- ・地方分権にふさわしい責任ある行動。限られた財源の意識。

25 執行機関の組織・執行体制

(1) 条文案

- 1 市の組織は、市民に分かり易く簡素で機能的であるとともに、横断的で常に迅速かつ柔軟な対応が出来るようにしなければなりません。
- 2 市は、市民サービス向上のため、職員の任用にあたっては、広く人材を求め、適正に配置するとともに、働きやすい職場環境づくりに努めなければなりません。

(2) 項目の検討・視点

- ・多様化する市民ニーズに応えられる組織体制の確立。機構改革。
- ・市民に分かり易く、簡素であること。社会情勢に対応したものであること。
- ・市民サービス向上のため、職員にとっても働きやすい職場となっているか。
- ・組織、執行体制の事後評価を実施すること。評価後は改善すること。

【その他条例で検討すべき事項】

・情報公開について

情報公開についての規定は重要な要素であるので、市民の権利としての情報共有のほか、行政（市）も所有する情報についての積極的で分かり易い公開が必要。

大きな項目として盛り込むか、それぞれの項目中に盛り込むか。

・付属機関等委員の市民公募について

付属機関等の委員について、広範な市民を公募により選任させることについて

・危機管理について

市民の生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、関係機関との連携・協力、緊急時に備えることができる総合的、機動的な危機管理体制の確立。

27 行政手続

(1) 条文案

市長(執行機関)は、行政運営における行政処分に関する手続について、別に条例で定めるところにより、公正の確保と透明性の向上及び、市民の権利利益の保護に努めなければなりません。

(2) 懇話会での検討経過

市は既に行政手続条例を制定して、市が行う仕事の内、各種の申請、不利益処分、行政指導、届出について次のルールを示して、行政運営の公正、透明性の向上と、市民の権利利益の保護に努めています。

今回、本条例に将来に渡ってこの行政手続条例の精神を担保する意味を込めて位置づけたものです。

申請時における審査基準や標準処理日数を設定しこうようすること

許可や認可等の取り消し又は、営業処分等を行う場合の処分基準を設定し、公表すること、及び、不服がある場合には聴聞、弁明の機会を設けること

指導、勧告、助言等を行う場合には、その理由を示し公平な取り扱いをすること

届出を行う場合には、その要件をあらかじめ示しておくこと

29 財政運営の基本事項

(1) 条文案

(財政運営の原則)

市長は、市民参画を得て、常に財源確保の方策を工夫するなかで中長期的な財政計画を定め、財源の使途については効果・効率的な活用を図るなかで市民生活の保護につながるセーフティネット機能を担保しつつ、健全な財政運営に努めなければなりません。

(財産管理の原則)

市長(市)は、財産の管理運営計画を定め財産の適正管理及び、効率的かつ効果的な運営に努めなければなりません。

(財政状況等の公表)

市長は、市民参画による財政運営を推進するために財政の計画・執行状況及び財産の保有状況等を分りやすく公表することに努めなければなりません。

(市税等の賦課徴収)

市長は、法及び、条例等の定めるところにより積極的に市税や使用料及び、その他徴収金の賦課徴収に努めなければなりません。

(2) 懇話会での検討経過

財政運営の原則にあっては、

- ・ 本条では、市民サービスと密接に関係する財政運営について定めています。健全な財政運営を行うためには、その基本に市民との協働(参画)作業による財政計画や執行計画の策定を行うことの大切さについて述べた意見が多くありました。特に、市民が財政運営に関与することの具体例として予算編成時点において何らかの形で市民が関わることのできる機会の設定を要望する意見がありました。
- ・ 財政の効果、効率的な運営を行うこととの関連からは、受益者負担の原則や不公平感の解消を図ること及び、費用対効果を追求し本当に必要なものに財源を集中させること又、NPO に代表される民間活動団体との協働による運営の必要性等の視点からも意見がありました。一方、福祉等ぬくもりのある対応の視点についても忘れてはならない旨の意見がありました。
- ・ 財源確保の視点からは、財源確保に繋がる施策展開の大切さと共に、総合振興計画やその他の基本計画については、しっかりとした財源確保の見通しを踏まえて、その策定にあたるべきとの意見がありました。

財産管理については

- ・ 厳しい財政運営の中で、道路、公園等の都市施設や学校、公民館等の公共施設の管理、運営については、計画性を持った適性管理を行うと共に、運営にあっては経済的視点を踏まえての施設の運営(利用)が大切である旨の意見がありました。

財政状況等の公表については

- ・ 市民が財政運営に関与することの前提として、財政状況の分かりやすい説明の必要性について意見がありました。特に、市の借入金やその返済状況についての細かくかつ分かりやすい説明を求める意見が多くありました。

市税等の賦課徴収については

- ・ 税金の納付率が高いまちを目指してほしいこと、税金滞納者への対応を厳しくしてほしいこと等の意見が多くあり又、受益者負担のあり方について不公平感の解消を図る視点から、施設使用料等の賦課徴収の必要性を説く意見もありました。
- ・ 税金の使い道について、分かりやすくかつその貢献度にまで踏み込んだ説明を行うことによって、市民各自が市に対する貢献の度合いを知り、納税意欲の醸成につながることも必要である旨の意見がありました。

30 議会

(1) 条文案

(市議会・市議会議員の役割と責務)

- 1 市議会は、常に市民が主権者であることを認識し将来に向けたまちづくりの実現のために、与えられた権能(権限)の行使に努めなければなりません。
- 2 市議会は、この条例の基本理念を実現するために広く市民から意見を求めるよう努めなければなりません。
- 3 市議会は、別に条例で定めるところにより議会が保有する情報を公開すると共に、会議の公開及び情報提供の充実により、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 4 市議会議員は、表決その他議会活動に関し、市民への説明責任を果たすと共に、市民の信託に応え公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

(2) 懇話会での検討経過

市議会に対する要望として

- ・ 法(地方自治法等)に定められている市議会の権限(権能)行使の視点から市民によるチェック機能を強化すること又、その仕組みづくりが必要であること市民からの陳情等の扱いについて、その議論の過程が明らかにされない場合があり議会不振の一つの原因になっていること市長との関係において、議員個人あるいは会派間との感情のもつれ等が先行して市民の思いを正しく反映しない判断が下される場合が見受けられること等の意見がありました。
(主な権能: 議決権、選挙権、検閲・検査権及び監査請求連、調査権、市長の不信任議決権等)
- ・ 議会の討議が必ずしも充実したものばかりとは言えないことから、会議の運営方法等の改善あるいは、議員個人の力量の向上を望む意見がありました。
- ・ 議会の情報公開の視点から、本会議討論の状況をリアルタイムに公開していることは良いことである又、議会が保有している情報について積極的に公開してほしい旨の意見がありました。
- ・ 議会からも、自治会活動等を通して市政に対する市民参画等の必要性を説くことに努めてほしい旨の意見がありました。

31 自治体・国との連携

(1) 条文案

(国及び他の公共団体との連携と協力)

市は、広域行政の推進と共通する課題解決のために、国や県及び他の地方公共団体と連携、協力しかつ先進事例等から学ぶことに努めなければなりません。

(国際社会との交流と連携)

市長は、個性ある開かれたまちづくりを目指し、市民や事業者等の参画を得るなかで広く国際社会との交流・連携に努めなければなりません。

(2) 懇話会での検討経過

- ・ 他の自治体との比較における本市の行政運営あるいは、経営状態等を把握し、参考にすべき事項は積極的取り入れるべきである旨の意見がありました。
- ・ 国際社会との交流・連携の必要性については、
緑の保存やゴミ減量に代表される自然・生活等環境問題の視点からも、その必要性についての意見がありました。
スポーツ交流、特に「剣道」については解脱会による国際交流が広く知られており、市としてもこうしたことを機に国際交流に広がりを持たせることが可能となるのではないかと意見がありました。